所沢市おくやみ窓口業務委託プロポーザル方式審査実施要領

１　趣旨・目的

所沢市（以下「本市」という。）では、死亡後に必要となる市役所の各種の手続きについて、遺族の不安や負担を減らすことができるよう、手続きの案内及び受付を行う専用の窓口を開設するものである。また、本件業務を民間事業者に委託し、安定的なサービスの提供を行い、遺族に寄り添った市民サービスの向上を目指し、あわせて市の業務効率をはかるものである。

２　業務概要

（１）業務件名　所沢市おくやみ窓口業務委託
（２）業務場所　埼玉県所沢市並木一丁目１番地の１
（３）業務内容　別紙要求水準書のとおり
（４）契約期間　契約締結日から令和１０年９月３０日まで
（５）契約上限額　１５，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
【内訳】令和　９年度　９，６００，０００円
令和１０年度　５，４００，０００円

３　参加資格

本プロポーザル審査の参加者は、次に掲げる要件を満たしていることとする。
（１）所沢市競争入札参加資格を有していること。
（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。
（３）所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
（４）次に掲げる項目のいずれかに該当しない者であること。
ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
ウ　役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者
エ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定に該当する者
（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

（７）法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
（８）プライバシーマーク若しくはＩＳＭＳ認証を有していること。
（９）地方公共団体において、おくやみ窓口業務について継続して２年以上の受託実績があること。
（１０）おくやみ窓口の開設に当たり、体制構築等開設に必要な準備を市と協力し無償で実施できること。

４　参加手続き

所沢市ホームページに公表している様式等をダウンロードのうえ、次の書類を提出すること。また、正本１部、副本７部を提出すること。

ア　参加申込書（様式１）
イ　企画提案書等提出書（様式３）
ウ　業務実績調書（様式４）
エ　見積書（様式５）及び内訳書（任意様式）
オ　企画提案書（任意様式）

（１）担当部署及び問い合わせ先

所沢市市民部市民課（所沢市役所本庁舎低層棟１階）
電子メール：a9087@city.tokorozawa.lg.jp
電話番号：０４－２９９８－９０８７
担当者：平沼・南

（２）参加申込書類等の提出方法、提出場所及び提出期限

提出方法：持参（郵送は不可）
事前に担当者へ電子メールまたは電話にて持参する日時を連絡のうえ、持参すること。
提出場所：上記担当部署
提出期限：令和８年１２月４日（金）

（３）質疑・回答

本要領及び要求水準書の内容に不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

ア　提出書類
質問書（様式２）を電子メールで提出すること。提出先は４参加手続き（１）担当部署及び問い合わせ先のとおり。

イ　提出期限
令和８年１１月２０日（金）正午まで

（４）提出書類の体裁

ア　各必要書類は、フラットファイル（Ａ４版たて・横書き・左とじ）に綴ること。

イ　フラットファイルの表紙及び背表紙に「所沢市おくやみ窓口業務委託　企画提案書」と標記し、企画提案に要するページ数は３０ページ以内とする。

また、文字サイズは、１２ポイント以上で、ページ番号を付すこと。

ウ　企画提案書は「所沢市おくやみ窓口業務委託要求水準書」及び「所沢市おくやみ窓口業務委託プロポーザル方式審査基準」を踏まえ、作成すること。

エ　参加者は１つの提案しか行うことができない。

オ　提出期間を過ぎての企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ　提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとする。

5　事業全体のスケジュール（予定）

実施項目	日程
実施要領の公表	令和８年１１月１３日（金）
実施要領等に関する質問受付	令和８年１１月１３日（金）～ 令和８年１１月２０日（金）正午
質問に対する回答	令和８年１１月２７日（金）
企画提案書の受付	令和８年１１月２７日（金）～ 令和８年１２月　４日（金）
書類審査	令和８年１２月中旬
プレゼンテーション	令和８年１２月２４日（木）
優先交渉権者決定等結果通知	令和９年１月初旬
優先交渉権者との契約に関する協議	令和９年１月初旬
契約締結	令和９年１月中旬

※上記スケジュールは予定であり、日程に変更が生じることがあります。

6　審査

（１）審査方法

提出された応募書類により書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、審査の結果は審査を行った全事業者に対し文書で通知する。

ア　所沢市おくやみ窓口業務委託の契約相手方の交渉権者を厳正かつ公正に選定するため、所沢市おくやみ窓口業務委託プロポーザル方式審査委員会を設置し、企画提案書関係書類一式を審査する。

イ　提案者が５者以上の場合は、書類審査を実施する。なお、４者以下の場合は、書類審査を実施しない。

ウ　プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行い、当日の追加資料配布は認めない。

エ　プレゼンテーションの出席者は４名以内とし、当該業務担当予定の者が必ず出席すること。

オ　プレゼンテーションの実施時間は、１提案者につき２０分（質疑応答１０分を含む。）とする。

カ　プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

キ　プレゼンテーションに使用する機材のうち、電源（電源タップを含む）以外の什器等（プロジェクター、パソコン等）は提案者が用意するものとする。

ク　（２）審査基準に基づき、提出された企画提案書について、審査、評価し、最も優れた提案を行った者（優先交渉権者）及び次点者（次点交渉権者）を決定する。

ケ　提案書類等の提出があったのが１者のみの場合でも、審査基準に基づき審査を実施する。

コ　得点が同点となる者が２者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

サ　審査経過は公表しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（２）審査基準

別紙「所沢市おくやみ窓口業務委託プロポーザル方式審査基準」のとおりとする。

（３）失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格として審査対象から除外する。

ア　「３　参加資格」を満たさない場合

イ　提出書類の虚偽の記載が認められた場合

ウ　審査委員に直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

エ　その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が認められた場合

（４）審査結果の通知及び公表

審査結果確定後速やかに全ての提案者に審査結果を通知し、また本市ホームページに掲載、公表する。なお、公表事項は次のとおりとする。

ア　（案件名）

イ　（業務概要）

ウ　（優先交渉権者名）

エ　（審査経過）

オ　（問い合わせ先）

７　契約手続き

本市は、審査の結果、最も優れた提案と評価された者である優先交渉権者を特定し、その者と提案内容を仕様に反映させるなどの契約締結に必要な協議を行う。

その協議により調整された仕様に基づいて見積合わせを実施し、条件が整った場合は、契約手続を行うこととする。条件が折り合わない場合は、優先交渉権者から辞退届の提出を受け、次点交渉権者と同様の協議、契約手続を進めることとする。

その他契約手続は、所沢市契約規則の定めるところによることとする。

８　その他留意事項

（１）企画提案に要する経費一切は、提出者の負担とする。

（２）本プロポーザル審査への参加申込その他審査のため提出された企画提案書等書類は、返却しない。
（３）市はプロポーザル参加につき、事業者から提出された書類について、当該プロポーザルの審査以外に事業者に無断で使用してはならない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合は、所沢市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
（４）プロポーザル参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出することとする。
（５）受注者は提案書類に記載した事項及びプレゼンテーションにおける説明内容や質疑応答の内容等について遺漏なく履行しなければならない。

９　問い合わせ先

所沢市民部市民課　担当　平沼・南
〒３５９－８５０１　埼玉県所沢市並木一丁目１番地の１　本庁舎１階
電話　０４－２９９８－９０８７（直通）
電子メール　a9087@city.tokorozawa.lg.jp